

ごみの分別について

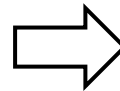
最近、ごみの分別や出し方について悪い集積所があります。
ごみは**収集日当日の朝8時まで**に集積所へ出してください。
後出しのごみは収集いたしません。

また、分別については次のことに特に注意してください。

◆違反ごみ（違反シールが貼られたごみ）

このようなシールが貼られたごみは、何かしらの違反があるごみで、収集いたしません。

出した方が正しい分別をして再度出してください。



収集できません!!

- 分別がされていません
- 決められた収集日に
出し直してください
- 決められた袋で
出し直してください
- 当組合では処理できないごみです
(民間業者等に処理を依頼して下さい)
- その他 ()

月 日

※お問い合わせ
南会津地方環境衛生組合
東部クリーンセンター 0241-67-3820
西部クリーンセンター 0241-72-2639

◆危険ごみ

「燃えるごみ」袋の中に「ホッカイロ」や「ガス缶」が入っていたケースがあります。

爆発や火災発生の恐れがあるため絶対に入れないでください。
どちらも「危険ごみ」で、「ガス缶」については中身を使い切り、穴を開けてから出してください。

◆資源ごみ（中身を洗い、水気を切ってから出す）

「ペットボトル」「びん」は基本的にリサイクルできますが、汚れているとリサイクルできません。

例えば、**一つのペットボトルの中身が少し残っていると、そこから他のペットボトルに汚れが移り、全体的に汚れてしまう場合があります。**これらはリサイクルできません。

このようなことがないように、きちんと**中身を洗い、水気を切ってから出して**ください。

「プラ製容器包装」でも同じことですが、汚れが酷いものはリサイクルできないため、「燃えるごみ」で出してください。